

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年5月29日薬事委員会委員長裁定)

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院薬剤専門委員会細則（令和元年薬事委員会委員長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (組織) 第3条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副薬剤部長を除く薬事委員会の構成員のうちから 1人 (2) 薬事委員会構成員の副薬剤部長 (3) 別表1に掲げる診療科及び領域の副科長並びに別表2に掲げる部署のうちで、専任の教員が配置されている部署の長又は部署の長が推薦した者 (4) その他薬事委員会委員長が必要と認めた者 2 前項第1号及び第4号の構成員は、薬事委員会委員長が委嘱する。 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和5年5月29日から施行し、令和5年5月1日から適用する。</u> (略) 別表2（第3条関係）	(略) (組織) 第3条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副薬剤部長を除く薬事委員会の構成員のうちから 1人 (2) 薬事委員会構成員の副薬剤部長 (3) 別表1に掲げる診療科及び領域の副科長並びに別表2に掲げる部署のうちで、専任の教員が配置されている部署の長又は部署の長が推薦した者 (4) その他薬事委員会委員長が必要と認めた者 2 前項第1号及び第4号の構成員は、薬事委員会委員長が委嘱する。 (略) (略) 別表2（第3条関係）

リハビリテーション科	形成外科	総合診療部	リハビリテーション科	形成外科	総合診療部
腫瘍センター	<u>緩和ケア診療部</u>	<u>乳腺疾患センター</u>	腫瘍センター	<u>呼吸器センター</u>	<u>緩和ケア診療部</u>
<u>医療安全管理部</u>	<u>感染制御部</u>	(削除)	<u>乳腺疾患センター</u>	<u>医療安全管理部</u>	<u>感染制御部</u>
【改正理由】 呼吸器センターの廃止に伴い、所要の改正を行うものである。					